B　児童数（3 歳未満）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）
C　児童数（3 歳未満）（非被用者・本則給付分）
D　児童数（3 歳～小学校）（（被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）及び（施設等受給資格者分）の計）
E　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
F　児童数（3 歳～小学校）（被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）
G　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・本則給付分のうち第 3 子以降分）
H　児童数（中学校）（（被用者・本則給付分）及び（施設等受給資格者分）の計）
I　児童数（中学校）（非被用者・本則給付分）
J　児童数（3 歳未満）（地方公務員・本則給付分）（市町村が組織する組合に係る児童数は、当該児童数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村の児童数とする。符号 K から符号 M 及び符号 V から符号 Y において同じ。）
K　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
L　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第 3 子以降分）
M　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）
N　児童数（3 歳未満）（被用者・特例給付分）
O　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
P　児童数（3 歳～小学校）（被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）
Q　児童数（中学校）（被用者・特例給付分）
R　児童数（3 歳未満）（非被用者・特例給付分）
S　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分）
T　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分）